

各務原市社会福祉法人認可審査会設置要綱

(平成25年3月29日決裁)

(設置)

第1条 社会福祉法人の設立の認可等について、当該法人の適格性及び妥当性を審査するため、各務原市社会福祉法人認可審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 審査会が審査する事項は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第32条の規定による社会福祉法人の設立の認可、同法第46条第2項の規定による社会福祉法人の解散の認可又は認定、同法第50条第3項の規定による社会福祉法人の吸収合併の認可、同法第54条の6第2項の規定による社会福祉法人の新設合併の認可に関することとする。

(組織)

第3条 審査会は、委員8人をもって組織する。

2 審査会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 健康福祉部長
- (2) 健康福祉部参与
- (3) 健康福祉部福祉政策課長
- (4) 健康福祉部生活支援課長
- (5) 健康福祉部社会福祉課長
- (6) 健康福祉部高齢介護課長
- (7) 健康福祉部こども政策課長
- (8) 健康福祉部こども家庭センター長

(委員長等)

第4条 審査会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、前条第2項第1号の職にある者をもって充て、副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 審査会は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、健康福祉部福祉政策課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月26日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日決裁）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日決裁）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。